

# 暮らしのガイド

## 申請手続きなど

**■軽自動車税の届け出はお早めに**  
 ◇軽自動車税は4月1日現在の単車・軽自動車の所有者に課税されます  
 ◇使用不能で廃棄したときや譲渡をしたとき、盗難にあったときなどは早めに廃車届や名義変更の手続きをしてください  
 ◇障害者の課税免除制度もあります  
 ◇詳しくは市民税課216-1172か各支所の税務課(係)へ

**■市税の納付は口座振替で**  
 ◇市税の納付には、安心、便利な市税の口座振替を  
 ◇金融機関や郵便局、納税課、各支所担当窓口にある口座振替依頼書で申し込みを  
 <納税課 216-1190>

**■国民年金の届け出を忘れずに**  
 ◇次のようなときは届け出が必要です  
 ①国民年金加入者が転入した ②60歳未満で会社などを退職した ③配偶者が会社などを退職した ④離婚や死亡などで会社員などの配偶者から扶養されなくなった  
 ◇必要なもの...年金手帳、離職や扶養から外れたことわかる書類など  
 ◇詳しくはサンサンコールかごしま099-808-3333へ

**■まち美化推進団体の募集**  
 ◇対象...月1回程度、公共の場所の清掃活動を実施する町内会や学校などの団体  
 ◇支援内容...清掃用具、啓発バスタの提供など  
 ◇詳しくは環境衛生課216-1300へ



地域の清掃活動を支援

**■低公害車の駐車場使用料減免**  
 ◇対象...市内に住む人が所有するハイブリッド・天然ガス・電気自動車(低燃費かつ低排出ガス認定車を除く)  
 ◇無料となる駐車場...平川動物公園、市民文化ホール  
 ◇申し込み...直接か郵送で所定の申請書と自動車検査証の写しを〒892-8677山下町11-1環境保全課216-1297へ  
 ※申請書は市ホームページからもダウンロード可



**■交通災害共済出張受け付け**  
 ◇1口年間600円の会費で2口まで加入できます  
 ◇死亡見舞金...130万円  
 ◇傷害見舞金(1口あたり)...基本額1万円、入院加算1日800円、通院加算1日600円  
 ◇受付時間...13時30分~16時(●は9時30分~11時30分)

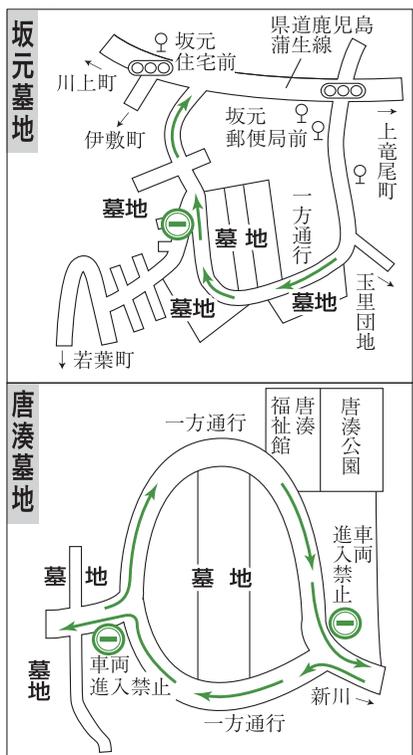
月	日	場所
3	12日(金)	下田公民館
	18日(木)	川上福祉館
	19日(金)	薬師町公民館
	25日(木)	高麗町公民館
	29日(月)	玉里団地東二区町内会集会所 ●
4	30日(火)	玉里団地市住第一集会所
	31日(水)	玉里団地市住第二集会所
	1日(木)	西陵南公民館
	2日(金)	西陵東公民館 ● 西陵西公民館
	8日(木)	西本願寺鴨池出張所
	9日(金)	郡元公民館

<サンサンコールかごしま 099-808-3333>

**■私道の降灰を除去します**  
 ◇対象...原則として、通り抜けできる幅員4m以上の路面清掃車による作業が可能な道路など  
 ◇申し込み...直接、所定の申請書を道路維持課216-1410へ  
 ※申請書は市ホームページからもダウンロード可

**■愛がん飼養目的の野鳥の捕獲禁止**  
 ◇メジロを捕獲し、飼養するときは事前に許可が必要です  
 ◇3月1日(月)~7月14日(水)は繁殖期のため捕獲禁止  
 ◇詳しくは環境政策課216-1296へ

**■唐湊・坂元墓地周辺の交通規制**  
 ◇日時...3月20日(土)・21日(日)10時~14時  
 ◇墓参りには公共交通機関をご利用ください



<環境衛生課 216-1301>

**■市電・市バス定期券のご活用を**  
 ◇定期券の新規・継続購入...有効期間開始日の14日前から購入可  
 ◇端数定期券...定期券に30日を超えない日数を追加できます  
 ◇利用日限定定期券...月~金曜日に利用できます  
 ◇市バス定期券は、券面に記載された路線外でも有効区間内であれば、乗降可能なバス停や電停もあります  
 ◇乗車券発売所で乗降可能な停留所一覧をお渡ししています  
 ◇詳しくは交通局257-2111へ



通勤、通学にご利用ください

**■中小企業者向け融資 短期事業資金**  
 ◇対象...短期の運転資金が必要な人  
 ◇融資限度額...600万円  
 ◇融資利率...年2.15%  
 ◇融資期間...1年以内  
 ◇信用保証料...年0.45%~1.90%  
 ◇保証料補助...2分の1  
 ◇申し込み先は取扱金融機関  
 <商工総務課 216-1324>

**■トライアル雇用支援金制度**  
 ◇対象...対象労働者がトライアル雇用開始時に市内に住み、国の試行雇用奨励金の支給決定を受けた事業主  
 ◇助成額...対象労働者1人につき上限6万円(国の試行雇用奨励金支給額の2分の1)  
 ◇詳しくは雇用開発課216-1325へ

**■市民歌を利用してみませんか**  
 ◇鹿児島市民歌は市民意識の高揚を図り、連帯感を深めるため昭和47年6月15日に制定されました  
 ◇カセットテープやCDの貸出しをしています  
 ◇貸出場所...本庁総務課、各支所  
 ◇市ホームページでも楽譜を掲載し、実際に聞くこともできます  
 ◇詳しくは総務課216-1125へ



**■悪臭・水質汚濁防止へのお願い**  
 ◇猫よけなどのためとして、殺菌消毒剤のクレゾール石けん液を薄めずに庭にまくなどし、付近住民から悪臭がして気分が悪いなどの相談が増えています  
 ◇悪臭のするものはできるだけ使わないようにし、河川の環境保全のため、油や塗料、化学薬品を川や側溝に流さないようにしましょう  
 <環境保全課 216-1297>

**■省エネ法の届け出対象の変更**  
 ◇4月1日以降に着工する建築物の省エネ法に基づく届け出対象が2000㎡以上から300㎡以上などに変更されます  
 ◇詳しくは建築指導課216-1358へ

**■リフォームをサポートします**  
 ◇契約や工事のトラブル防止のため、的確な情報提供や啓発活動を行っています  
 ◇住宅リフォーム事業者・資格者の名簿は建築指導課で閲覧できます  
 ◇詳しくは県住宅リフォーム推進協議会224-4543へ

**■ヤンバルトサカヤスデまん延防止**  
 ◇不快害虫・ヤンバルトサカヤスデを見つけたら環境衛生課216-1300へ



### ご確認を 4月1日から固定資産の縦覧と閲覧ができます

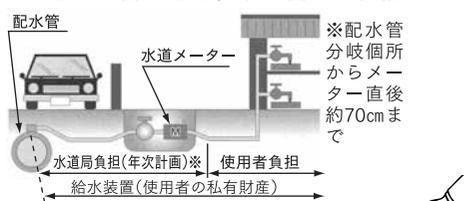
**■土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧**  
 ◇固定資産税の納税者が自己の資産と市内にあるほかの土地や家屋の価格とを比較できる制度です ※手数料は無料  
 ◇期間 4月1日(木)~5月31日(月)の8時30分~17時15分 ※土・日曜日、祝日を除く  
 ◇場所 資産税課216-1180~1182・1185、各支所の税務課(東長島支所を除く)  
 ◇必要なもの 運転免許証など本人確認ができるもの ※代理人は委任状も必要  
**■固定資産課税台帳の閲覧**  
 ◇納税義務者などの固定資産課税台帳の閲覧は、縦覧期間以外も行っています  
 ◇閲覧できる人 納税義務者、地代や家賃などを支払っている借地・借家人などの使用収益権者  
 ◇縦覧期間中の納税義務者本人の閲覧は無料(期間以外は有料)  
 ◇場所 資産税課216-1180、各支所の税務課(係)  
 ◇必要なもの 運転免許証など本人確認ができるもの、賃貸借契約書、地代・家賃の領収証書など ※代理人は委任状も必要

**■固定資産評価審査委員会への審査の申し出**  
 ◇申し出ができる人 課税台帳に登録された価格に不服がある納税者  
 ◇期間 4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内  
 ◇詳しくは固定資産評価審査委員会事務局(市民税課内)216-1171へ

**■家屋の取り壊しや名義変更をしたときは届け出を**  
 ◇登記家屋は法務局259-0680、未登記家屋は資産税課216-1181・1182か各支所の税務課(係)へ  
**■住宅用地の固定資産税特例措置**  
 ◇住宅用地の税負担を軽減する固定資産税の特例措置です  
 ◇用途変更(店舗から住居への改修など) 家屋の新築・増築などで土地の利用状況に変更があったときは届け出を ※被災住宅用地にも特例措置があります  
 【資産税課 216-1185、各支所の税務課(係)】

### 取り替えを 鉛製給水管

◇平成元年8月以前に工事申請された給水管のメーター付近などに鉛製給水管が使われているものがあります  
 ◇水道局では平成27年度まで年次的に水道メーター直後約70cmまでの鉛製給水管取り替えを行います、その先から蛇口までは所有者が使用者が取り替えることとなります  
 ◇家屋の建て替えや水道局の給水管取り替えのときに合わせて、取り替えの検討を



鉛製給水管を使用しても日常の使用には問題ありませんが、朝一番や長期不在の後に使う水はわずかに鉛が溶け出していることもあります。念のためバケツ1杯程度の水は飲み水以外に使用を

【水道局給排水設備課 213-8522】

### 年1回の点検を 貯水槽水道

**■貯水槽水道の管理**  
 ◇簡易専用水道(受水槽有効容量10㎡超)は1年以内ごとに1回、必ず登録検査機関の法定検査を。小規模貯水槽水道(受水槽有効容量10㎡以下)は1年以内ごとに1回、登録検査機関の水質検査を  
 ◇汚れや藻の発生を防ぐため、水槽内は年に1回は清掃を  
 ◇蛇口から出る水の色、濁り、匂い、味などに注意を  
 【水道局給排水設備課 213-8522、環境衛生課 216-1300】  
**■貯水槽の撤去などの手続き**  
 ◇貯水槽(受入槽・高置水槽)の撤去や直結増圧式給水方式などへの変更は、事前に水道局工事指定事業者を通じて改造工事申請の手続きを  
 【水道局給排水設備課 213-8523・8524】